

商品CFD取引の契約締結前交付書面 新旧対照表

旧	新
(新設) (7) 以降の繰り下げ	<p>商品CFD取引の仕組みについて</p> <p>2. 証拠金</p> <p>(7) 追加証拠金制度</p> <p>(a)当社は、毎営業日(祝日は除く、以下同じ) 建玉を保有している個人口座のお客様に対し取引時間終了時点での口座状況の確認を実施し、同時点における時価評価総額が必要証拠金の100%に相当する円価額を下回った場合、お客様は当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をする必要があります。</p> <p>(b)追加証拠金の預託は、当該追加証拠金発生日の翌営業日午前3時までに預託する必要があります。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座(株式取引口座(株式現物取引及び株式信用取引に係る口座をいいます。以下同じ。)等をいいます。以下、「その他口座」といいます。)に追加証拠金相当額の以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p> <p>(c) (b)の日時までに追加証拠金の預託を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を当社の任意に処分(以下、これを「強制決済」といいます。)し、またはその他口座からの振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>※強制決済は対象となるお客様に対し順次決済注文を執行するため、(b)の日時における約定を保証できるものではなく、強制決済完了までに相当時間要する場合がございます。そのため、原資産市場の相場の変動によつては上記時点よりも損失が拡大する場合がございます。</p>

旧	新
	<p>(d) お客様は、追加証拠金の預託をするまで、新規建注文、及びその他口座への証拠金の振替はできません。</p> <p>(e) 原資産市場の取引終了時間が通常とは異なる日等には、上記と異なる追証期限を定めることができます。その場合は事前にご案内いたします。</p>